

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知市

### 2 構造改革特別区域の名称

高知市濁酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高知市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### 位置

本市は、高知県の中央部に位置し、人口33万人を擁する中核市として高知県の政治、経済、文化等をリードする県庁所在都市である。地球33番地として東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒という国際的にも希有なポイントがあることでも有名である。

市域は、北に標高1,177mの工石山を中心とする山々、南に黒潮の暖流がうねる太平洋が広がり、土佐藩15代藩主山内容堂に「土佐24万石に代え難い」と風光明媚を謳われた浦戸湾を抱え、清流鏡川に代表される7つの河川が流れ、海拔0mから1,000m超に及ぶ豊かな自然に恵まれた懐の広い南国都市である。

平成17年1月1日、鏡川上流の土佐山村、鏡村と合併し、市内を流れる七河川の流域全域が一つの市域に包含されるという全国的にも稀な河川を有する市になった。

特区として基軸となる区域は、本市の上流部に位置し、全体で人口3,000人弱の農山村地区で、合併以前は、旧高知市の後背地として農林産物の生産地であった。また、本市のシンボル鏡川の源流域に当たり、豊かな森林と自然に恵まれた地域である。

#### 気候

平均気温は17度、平均降水量3,400mmと高温多雨の気候である。

#### 面積

264,28 km<sup>2</sup>

## 人口

平成18年4月1日現在、人口 327,646 人(世帯数 148,525 )

## 産業

就労者は、三次産業のサービス業に多く、就労人口の 33.4%を占め典型的な消費型都市の様相を有する都市である。一次産業 2.2%、二次産業 19.7%、三次産業 76.8%となっている。

### 規制の特別措置を講じる必要性

高知市は、平成17年の合併により林野率が8割を超えるようになったが、基幹産業である一次産業への就業人口は全体の2%程度となっている。中山間地域の高齢化や農林業からの若年層の流失による衰退と過疎は深刻な問題である。

また、製造業をほとんど持たない本市では、産業の中心はサービス業であり観光産業である。豊かな自然景勝地を持ち都市部から一時間以内という立地条件である中山間地域を対象に、新たな観光産業の創造は本市にとって非常に大きな課題である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

元来、酒文化が根付いていることを全国に広く知られている高知としては、シンボルである鏡川の水を使った酒造りは悲願であり、全国的に知名度の高い坂本龍馬も幼少時代に泳いだ鏡川の水で造った濁酒というのは魅力的である。

当該特別区域には、現存する豊かな自然利用した全国的に人気のある宿泊場所もあり、そこで地域の農産物と合わせた濁酒メニューの提供や新たな土産物の開発などを行い、バンガローや農家民宿では、濁酒を囲んだ「いろり」団欒やわさびや山菜料理などの「もてなし」を提供し、ともすれば心身ともに疲れがちな都市部の人に安らぎと癒しを与え、滞在型観光を充実させる。

他にも、豊かな梅林を活かした「梅祭り」、夏の風物詩である「ホタル祭り」、綺麗な川の流れによるソ－メン流し等の地域興しを目的としたイベントに、県の無形文化財にも指定されている太刀踊りや「早飯食い」と名付けられているユニークな村祭りも盛んであり、これらの伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流の活性化を図る。

また、都市部に近接している利点を活かし、日本の原風景を味わうグリーンツーリズム、休耕田を利用したふれあい農園(貸し農園)、水のブランド化、

環境農業の推進など地域を活かした体験型観光や農業を展開し、中山間地域の地域再生，地域振興につなげる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 中山間地域の付加価値

環境農業や市民農園，棚田の観光化等や昨今の安全な食を求めるブームを利用し，地元農産物を消費者の見える位置で生産し，直販所や露地市で販売するほか、地元農産物を利用した濁酒を農家食堂や農家民宿の食事等で提供することにより，観光産業として一体化させ農業衰退に歯止めをかける。

また，都市部から1時間圏内の場所で豊かな自然を享受できる立地条件を活かし，人と自然が調和するIターン，Uターンによる定住の促進，ふらりと訪れて失われつつある団欒や癒しを感じることができる場所を目指す。

### 鏡川の広域ネットワークの構築

自給自足の地域完結型経済圏の構築や流域の資源を活用した新たな経済圏として地産地消型産業の促進とともに子どもたちの野外学習活動，健康啓発活動，ハイキング，交流イベント等，都市部と中山間地域との交流を活発化させ，人，もののネットワークの構築に取り組む。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### 中山間振興の推進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される地酒とアユ等の食材を有効に活用し、地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

高齢化、過疎化の一途を辿っている地区であり農林業の不振や高齢化、過疎化で中山間地域は疲弊し、地域は崩壊の危機に瀕している状況に歯止めをかける。

項目	1年後	5年後	10年後
人口減	20人	20人	50人

### 観光産業の支援

この地域は、標高1,177メートルの工石山を抱え，上流域にはアユやアメゴ、またサンショウウオ、カジカカエル、石楠花、ヒメシャラ、ツガ、モミジ、カエデ、桜などの植物、キビタキ、オオルリ、シュウビン、キジ、ツグ

ミ、セグロセキレイ、鴨等の鳥類や、鏡川 20 景と賞される滝等景勝地や温泉もある自然豊かな流域である。濁酒製造による地域の見直しとともにこの自然を活かし、清流観察サイクリングコースや清流駅伝、森林の醸し出すヒトンヒチッドによる癒し効果を期待するグリーンツーリズムなど体験型観光や濁酒との組み合わせによる新たなイベントに取り掛かる。

項目	1年後	3年後	5年後
中山間地域イベントへの来場数	300人	1,000人	2,000人

#### 農山村・都市交流の促進

自然景勝地という資源や清流鏡川から醸造される濁酒の製造生産の産業化を実現し、アユ等の食材の有効活用をおこない地産地消型産業の推進を図り、中山間振興策を推進する。

項目	1年後	3年後	5年後
濁酒生産量	300リットル	500リットル	1,000リットル
製造者数	2者	3者	5者

## 8 特定事業の名称

### 707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

#### 梅祭り

土佐山地区中切嫁石の「梅林生産組合」が中心になって毎年3月上旬「梅祭り」を開催、梅鑑賞や地元産炭のバーベキューや地元農産物等の食堪能に地元は言うに及ばず旧高知市等近郊から観光客が訪れている。

#### ホテル祭り

「中川を良くする会」が中心となって、宿泊施設「オーベルジュ土佐山」で鏡川の支流東川の清流を活かしたホテル祭りを開催しており、夏の風物詩として賑わいを見せており、農村部と都市部の交流促進が図られている。

### ソーメン流し

鏡吉原の「百日紅」グループが近自然工法で整備した鏡川支流吉原川の清流を活かしたソーメン流しを夏に行っている。涼を求める市民等が清流の味覚を味わいに訪れている。

### 鏡川清流保全計画

本市は、本市の中心部を流れる鏡川の清流を保全しようと平成元年に鏡川清流保全条例を制定し、それに基づく鏡川清流保全計画を策定し、取り組みを進めているところである。

今回、合併に伴い、源流から河口まで流域全域が高知市に包括された。

このことにより、清流保全や流域の振興策が、一体的取り組みとして可能となったところであり、鏡川流域圏の地域振興策を清流を題材として、森林保全や森林資源活用策、清流資源活用施等地産地消型産業の推進を図り、清流保全の一翼を担う。

### 地産地消型産業

本市においては、中山間振興策として旧村産品を都市部で消費し地元活性化を図る地産地消型産業の育成支援を図ることとしており、販売促進、所得向上等経済効果の上昇を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン(飲食店))を併せ持つ農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ持つ農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において、本事業の実施主体が当該特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6kℓ))の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

濁酒製造の取り組みは、農家収入の一翼を担い、地域振興を促し、併せて濁酒飲用ということで地域交流や観光資源ともなり、地域再生の起爆剤としても期待の大なるものがある。

清流鏡川のイメージアップともなり、地域活性化にも繋がるものであり、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に市では無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反等しないよう広報誌、広報番組等にて指導、監督を行っていく。